

森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案に関する意見募集の結果について

法務省民事局民事第二課

令和7年11月7日（金）から令和7年12月6日（土）まで、森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案に関する意見の募集を行いましたところ、提出者単位で2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、本件に係る省令案は、「森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令」として、令和7年12月26日（金）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

(別紙)

項番	意見の概要	御意見に対する考え方
1	筆界特定の簡素化は森林管理の効率化に役立つ一方で、境界確定が外資による買収を促進しないよう、地域住民の合意や自治体の売却制限の仕組みも併せて整備していただきたいです。災害防止と地域の持続的活用を優先してほしいです。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	日本土地家屋調査士会連合会は、この度の森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令案について賛同します。	本省令案への賛同意見として承ります。